京都市交通局 IC 証票取扱規程の一部を改正する規程を公布する。 令和5年3月1日

京都市公営企業管理者 交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第11号

京都市交通局 IC 証票取扱規程の一部を改正する規程 京都市交通局 IC 証票取扱規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	(ポイントサービス)
	第5条の2 管理者は、別に定めるところに
	より、指定する IC 証票の利用に応じて、IC
	<u> 証票にポイント(電子的な特典情報であっ</u>
	て、SFへの引換え又はポストペイ支払運賃
	からの減額ができるものをいう。)を付与す
	ることにより、ポイントサービスを提供する
	ことができる。
(IC 証票を使用し乗合自動車から乗合自動車	
へ及び京都バスから乗合自動車へ連続乗車す	
る場合の取扱い)	
第6条の2 IC 証票(特定割引用 IC カード	
を除く。以下第6条の4まで同じ。)を所	
持する旅客が、乗合自動車から乗合自動車	
へ及び京都バスから乗合自動車へ90分以	
内(運賃を支払う際の時刻による。) に連	
続して1回乗り継ぐ場合には、次の各号に	
定めるところにより割引運賃を適用する。	
(1) 乗り継ぐ前に乗車する乗合自動車又は	
京都バスにおいては、前条第1項第1号	
に定めるところにより IC 証票を使用し	
<u>なければならない。</u>	

(2) 前号による乗車で使用した IC 証票を 当該乗車に続けて使用し、連続して別の 乗合自動車に乗り継ぐ場合には、乗り継 いだ乗合自動車の車内において、運賃を 支払う際、カードリーダーにより、IC 証 票の SF 残額から、当該乗車区間に係る 運賃から 90 円 (小児用 IC 証票にあって は 40 円)を割引いた額 (以下「バス・ バス割引運賃」という。)を差し引く。 この場合において、IC 証票の SF 残額 が、支払おうとするバス・バス割引運賃 に満たないときは、不足額を現金又は当 該 IC 証票によりチャージして、支払わ なければならない。

(IC 証票を使用し乗合自動車又は京都バスから高速鉄道へ連続乗車する場合の取扱い)

- 第6条の3 IC 証票を所持する旅客が、乗合 自動車又は京都バスとこれに連絡する高速 鉄道の駅間とを連続して片道1回乗車する 場合には、次の各号に定めるところにより 割引運賃を適用する。
 - (1) 乗合自動車又は京都バスにおいては、 第6条第1項第1号に定めるところによ り IC 証票を使用しなければならない。
 - (2) 前号による乗車の当日(午前3時から 翌日の午前3時までとする。次条におい で同じ。)に、当該乗車で使用したIC 証票を当該乗車に続けて使用し、当該乗 車と連続して高速鉄道に乗り継ぐ場合に は、乗車駅において自動改集札機による

改札を受けて入場し、降車駅において自動改集札機から出場する際に、IC 証票のSF 残額から当該乗車区間に係る運賃から60円(小児用IC 証票にあっては30円)を割り引いた額(以下「バス・地下鉄割引運賃」という。)を差し引く。この場合において、IC 証票のSF 残額が、支払おうとするバス・地下鉄割引運賃に満たないときは、不足額をチャージして、当該IC 証票により支払わなければならない。

(IC 証票を使用し高速鉄道から乗合自動車へ連続乗車する場合の取扱い)

- 第6条の4 IC 証票を所持する旅客が、高速 鉄道の駅間からこれに連絡する乗合自動車 を連続して片道1回乗車する場合には、次 の各号に定めるところにより割引運賃を適 用する。
 - (1) 高速鉄道においては、第6条第1項第 2号及び第3号に定めるところにより IC 証票を使用しなければならない。ただ し、IC 証票の SF 残額が、乗車区間の運 賃に満たないときは、不足額をチャージ した IC 証票で当該乗車区間に係る運賃 を支払わなければならない。
 - (2) 前号による乗車の当日に、当該乗車で 使用した IC 証票を当該乗車に続けて使 用し、当該乗車と連続して乗合自動車に 乗り継ぐ場合には、乗合自動車の車内に おいて、運賃を支払う際、カードリーダ

一により、IC 証票の SF 残額から、当該 乗車区間に係る運賃から 60 円 (小児用 IC 証票にあっては 30 円)を割り引いた 額 (以下「地下鉄・バス割引運賃」とい う。)を差し引く。この場合において、 IC 証票の SF 残額が、支払おうとする地 下鉄・バス割引運賃に満たないときは、 不足額を現金又は当該 IC 証票によりチ ャージして、支払うことができる。

(効力)

第8条 IC 証票を第6条の規定により使用する場合の効力は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)から(3)まで (略)

- (4) 乗合自動車においては、使用者が事前に乗務員に申し出ることにより、記名人式 IC 証票においては記名人本人、持参人式 IC 証票においては持参する者が、当該使用者と同伴する旅客の運賃を一括して支払うことができる。
- (5) 前号の場合において、同伴する旅客に は、第6条の2から第6条の4までに規 定する割引運賃は適用しない。

(ポストペイ運賃)

第15条 ポストペイによる支払運賃(以下「ポストペイ運賃」という。)は、運賃計算期間に、同一のポストペイ式IC証票で、乗合自動車、高速鉄道及び京都バスを利用した運賃の合計額に対し、別表第2に定める適用区分毎にそれぞれの逓減率を乗

(効力)

第8条 IC 証票を第6条の規定により使用 する場合の効力は、次の各号に定めるとお りとする。

(1)から(3)まで (略)

(4) 乗合自動車においては、使用者が事前 に乗務員に申し出ることにより、記名人 式 IC 証票においては記名人本人、持参 人式 IC 証票においては持参する者が、 当該使用者と同伴する旅客の運賃を一括 して支払うことができる。

(ポストペイ運賃)

第15条 ポストペイによる支払運賃(以下「ポストペイ運賃」という。)は、運賃計算期間に、同一のポストペイ式 IC 証票で、乗合自動車及び高速鉄道を利用した運賃の合計額とする。

じて得た金額(円未満は切り捨てる。)の 合計額から京都バスのポストペイ運賃を差 し引いた金額とする。

なお、第8条第1項第4号の規定により、記名人本人が一括して支払った同伴する旅客の運賃は、逓減率を乗じないものとする。

- 2 前項に定めるポストペイ運賃の計算において、別途管理者が定める特別の運送条件を付した逓減率を適用することができる。
- 3 第1項に定めるポストペイ運賃の算定に限り、第6条の3及び第6条の4の規定による割引運賃は、第6条の3第2号及び第6条の4第2号の規定に関わらず、当該乗車区間に係る乗合自動車又は京都バスの運賃及び高速鉄道の運賃から、それぞれ30円(小児用IC証票についてはそれぞれ15円)を差し引いた運賃とする。

4 (略)

別表第2 (第15条関係) 適用区分及び逓減率

(1) 大人

適用区分	逓減率
¥0から¥3,000以内	100.00%
¥3,000を超え¥3,300以内	0.00%
¥3,300を超え	90. 91 <u>%</u>

(2) 小児

適用区分	<u>逓減率</u>
¥0から¥1,500以内	100.00%
¥1,500を超え¥1,650以内	0.00%
¥1,650を超え	90. 91 <u>%</u>

2 (略)

別表第2(第15条関係) 削除 備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第5条の2の規定は、令和5年3月1日から施行する。

(交通局企画総務部企画調査課)